

### あしながおじさんの広場



【12月】  
交通事故の被害に遭いました。幸いなことに軽いがけで済んだのですが、その日から交通事故のニュースにそれまでよりも目が行くようになった気がします。賠償金を何かの役に立てたいと思いい、こちらにたどり着きました。  
(福岡県U・Tさん)

【1月】  
以前より、応援出来たら良いなと思っていました。85歳になって、おかげさまで元気で暮らしているの、生きているうちにさやかでも一助になればと思っています。  
(奈良県K・Mさん)

私も以前、お世話になっておりました。本当にありがとございました。交通遺児の皆さんに明るい未来があるように願っております。  
(山形県S・Kさん)

### お便り

親を亡くされた子が学ぶ一助となれば幸いです。公益財団法人・交通遺児育英会はとも意義のある活動であると思えます。これからも支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ

私自身、中3で父を亡くし、支援いただきました。交通遺児が何かをきらめることなく、未来の担い手となる社会の一歩間違えたら交通遺児を生み出しかねない事故を起こしてしまいました。自分への戒めと、子どもたちの明るい未来を願って協力させていただきます。  
(山梨県F・Yさん)

安全機能の車が日々進化開発される中、まだほどこ遠い「交通事故死のない世の中」。意義ある活動を応援してまいります。  
(大阪府K・Eさん)

現役に役立ててください。  
(三重県I・Fさん)  
(東京都M・Mさん)

### 扶和産業株式会社 様

独自のネットワークで最適な流通手段を選定し

建設資材をタイムリーに提供

扶和産業株式会社様は、年間200万トンの建設資材を取り扱う商社として独自の物流ネットワークを活用し、生コンの材料や建設現場向けに鉄鋼スラック等を販売しています。資源の有効活用、地球環境への配慮をベースに建設資材の供給、倉庫物流事業等を通じて社会の発展に貢献。その一環で、交通遺児支援のため、当会にご寄付をお寄せいただいております。

### ご支援に感謝いたします

育英会から

### 交通遺児育英会の連絡先(平日9:00~17:30)

- ▽奨学金貸与について 0120-521286
- ▽返還・猶予・免除について 0120-521287
- ▽成績相談・つどい・語学研修 0120-521295
- ▽募金・寄付について 0120-521285
- ▽心塾入寮申し込みについて 0120-355619

### ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)のご案内

#### 交通遺児等への生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い障害を残すこととなったご家庭(生活困難家庭)の中学校卒業までのお子様などを対象とした生活資金の無利子貸付を実施しています。

貸付種別	貸付額	備考
一時金	15万5千円	貸付開始時のみ
毎月	1万円または2万円	選択制
入学支度金	4万4千円	希望者のみ(小・中学校入学時)

#### 友の会

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害を残すこととなったご家庭の中学校卒業までのお子様とその同居家族を対象として「友の会」を運営し、子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思い出作りができるようなレクリエーション活動を行っています。

また、絵画、書道や写真のコンテストを毎年開催し、優秀作品には賞状と副賞を贈呈しております。※会費・参加費等は無料です。



お問い合わせ/ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構) 03-5608-7620

【生活資金貸付】  
<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/seikatu.html>  
【友の会】  
<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/tomonokai.html>

## 教えて! 交通事故Q&A

### (公財)日弁連交通事故相談センター 15

**Q** 高校3年生の長男が友人とドライブに出かけたのですが、速度を出し過ぎてカーブを曲がりきれず、ガードレールに激突する事故に遭いました。友人は長男の同級生で自動車の運転免許を取得したばかりの初心者だったようです。助手席の長男はシートベルトをしていなかったこともあり、車外に飛び出して頭部外傷等のケガをしました。長男は友人が免許を取得したばかりであることは知っており、シートベルトを装着していなかったのですが、治療費や慰謝料の賠償を求めるときはできますか? (東京都・42歳男性)

## 運転初心者車の車に同乗中の事故 損害賠償額はどうなりますか?

**A** かつては無償同乗(好意同乗)といいますが、無償で同乗していた場合には損害賠償額から一定割合を減額するべきとする見解もありました。現在では無償で同乗していたこと自体を理由として減額しないのが裁判例の傾向です。ただし、同乗者に一定の帰責事由(危険感知・危険関与・増幅等)がある場合には減額されることもあります。

ご長男は友人が運転初心者であることを承知して同乗したことですが、初心者の車に同乗しただけでは同乗者の帰責事由にはならないと考えられます。しかしながら、例えば制限時速40kmの道路を時速100km近くで走行し、カーブを曲がり切れずに事故を起こした場合、ご長男が速度を出し過ぎないよう注意した等の事情がない限り、ご長男が運転初心者であることを承知して同乗したことが、損害賠償額を減額される可能性があります。

今回のように、ご長男がシートベルトをしていなかったために車外に飛び出して頭部外傷を負ったという点から、シートベルト不装着とケガの発生・拡大との因果関係は肯定される可能性があり、したがって賠償額から一定割合を減額される可能性があります。ただし、運転者である友人にはご長男にシートベルトを装着させる義務があることを根拠に、同乗被害者のシートベルト不装着を理由とする運転者側の減額主張を否定する裁判例もあります。

### 日弁連交通事故相談センター無料相談ダイヤル

0120-0783-25

月~金(祝日除く)10時~19時(相談・通話無料、10分程度)

ホームページ <https://n-tacc.or.jp/>

# 交通遺児 奨学生募集

ハンドルの重みは命の重み

高校・専修学校・各種学校  
大学・大学院

《保護者の重い  
後遺障害も対象です》

東京都と関西に大学生・専門学校生の学生寮あり

(公財) 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階  
☎ 03-3556-0773 ☎ 0120-521286  
<https://www.kotsuiji.com/>

